

日本認定機関協議会会則

制定 平成18年5月16日

改正 平成28年2月15日

改正 令和5年10月30日

改正 令和6年 1月22日

改正 令和8年 3月11日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「日本認定機関協議会」(英文名称: Japan Accreditation Council: 略称はJAC)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、独立行政法人製品評価技術基盤機構に置く。

2 事務局は、本会の目的を達成するための活動全般に関する事務を担当する。

3 事務局には、事務局長を置く。

(事業年度)

第3条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、次に掲げる事項に寄与することを目的とする。

- (1) 適合性評価制度全体の信頼性・透明性の向上
- (2) 認定機関の信頼性向上と能力の向上
- (3) 適合性評価制度の啓発・普及
- (4) その他、適合性評価制度の発展に資する事項

(事業)

第5条 本会は、その目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 認定の信頼性、能力の向上のために必要な共通課題への対応及び共通インフラの整備
- (2) 国内外の適合性評価・認定に関する情報収集、情報交換
- (3) 適合性評価制度の普及啓発活動
- (4) 規制・規格・適合性評価の一体的推進の支援
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項

(活動範囲)

第6条 本会の活動範囲は、次のとおりとする。

- (1) 認定の同等性を確保するための、認定審査員養成共通研修、認定審査員向けセミナー等の開催
- (2) 認定結果の相互受入れに関する検討
- (3) APAC等の認定機関の地域及び国際協力機構への対応
- (4) 認証機関や試験所等、さらには、消費者団体や事業者団体など認定制度のユーザーとの意見交換を通じた認定制度の継続的改善
- (5) 日本産業標準調査会(JISC)及び同調査会を通じたISO/CASCO等への提言活動
- (6) セミナー開催やウェブサイトによる情報発信などの広報活動
- (7) 適合性評価に関するコミュニティ、ネットワークの構築、運用
- (8) その他、メンバー機関が必要と認めた活動

第3章 会員

(種類及びその参加資格)

第7条 本会の会員の種類は、以下のとおりとする。

- (1) メンバー機関 以下の両方を満たし、運営委員会が承認する機関
 - ・日本国内に本拠を置き、かつ日本国内において認定業務を実施している機関（外国に本拠を置く認定機関の日本法人等は除く）
 - ・機関として地域及び国際協力機構（APAC等）に加盟し、加盟先の機構が定める要求事項、指針を遵守している機関
- (2) オブザーバ機関 以下のいずれかに該当する機関
 - ・国内の適合性評価制度に関わる府省庁
 - ・メンバー会議がオブザーバとして承認する機関
 - ・認定に関する地域及び国際協力機構（APAC等）に加盟している認定機関であって、メンバー会議が承認する機関
- (3) 関係者 メンバー会議が承認する適合性評価関連の有識者

(入会)

第8条 メンバー機関又はオブザーバ機関として入会を希望する機関は、別に定める入会手続きを行わなければならない。

(退会)

第9条 退会しようとする機関は、別に定める期限までに退会届を提出しなければならない。

(欠格条項)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、本会は当該会員の会員資格を喪失させるものとする。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つける、または本会の目的に反する行為があったとき
- (2) その他会員資格を喪失させるべき正当な理由があると本会が判断したとき

第4章 組織・運営

(組織・運営体制)

第11条 本会の組織・運営体制は次のとおりとする。

- (1) 形態
本会は、参加者の自主性による拘束されない緩やかな連携とする。
- (2) 組織
本会に運営委員会及びメンバー会議を置く。また、必要に応じて、本会の目的を達成するため、課題別にワーキンググループを設置することができる。

(構成)

- 第12条 運営委員会は、メンバー機関、オブザーバ機関及び関係者をもって構成する。
- 2 メンバー会議は、メンバー機関をもって構成する。
 - 3 ワーキンググループは、課題に該当し参加の意思があるメンバー機関をもって構成する。

(成立条件)

- 第13条 運営委員会は、全メンバー機関の代表者とオブザーバ機関の参加をもって成立する。
- 2 メンバー会議は、全メンバー機関の代表者の参加をもって成立する。

(審議事項)

第14条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本会の方針
- (2) 本会の活動

- (3) ワーキンググループの設置
 - (4) 入会
 - (5) その他全体に関する事項
- 2 メンバー会議は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 運営委員会に上程する案
 - (2) 運営委員会から付託された事項
 - (3) 知的財産の取り扱い
 - (4) 運営委員会の決定事項に関するその他の実務的な活動

(決議方法)

- 第15条 運営委員会の議事は、オブザーバ機関の意見を尊重し、メンバー機関の代表者による意見の一致をもって議決することを原則とする。
- 2 ただし、メンバー機関の代表者及びオブザーバ機関が同意する場合に限り、多数決によって議決することができる。その場合、各メンバー機関の代表者が1つの議決権を有する。
- 3 やむを得ない事由のため運営委員会を欠席するメンバー機関は、あらかじめ通知された事項について、表決を議長に委任することができる。
- 4 前項の場合における第12条第1項の規定の適用については、そのメンバー機関は参加したものとみなす。

(議長)

- 第16条 運営委員会の議長は、持ち回りによりメンバー機関がこれにあたる。
- 2 議長は、同委員会における議事進行の役割を担う。

(ワーキンググループ)

- 第17条 ワーキンググループの設置は、運営委員会で決定する。
- 2 ワーキンググループの活動は、その課題に該当するメンバー機関が中心となり具体的な検討を行い、その結果をメンバー会議に報告する。

(議事概要)

- 第18条 運営委員会及びその他関連する会議を開催した場合、議事概要案は事務局が作成し、会議参加者全員に配布し、速やかに確定するものとする。
- 2 確定された議事概要は、原則としてそれぞれの会議の参加登録者全員に配布するものとする。

(専門家の招請)

- 第19条 運営委員会、メンバー会議及びワーキンググループには、必要な場合、外部の専門家を招請することができる。
- 2 JACの代表として国等の委員会が主催する会議体に専門家として招請されることがある。

第5章 費用、著作権

(費用等の負担)

- 第20条 本活動における費用等の負担は次のとおりとする。
- (1) 本会の会議参加のための交通費等は、自己負担とする。
 - (2) 事務局の運営に必要な費用については、製品評価技術基盤機構が負担する。
 - (3) その他の運営に要する経費は、メンバー機関間の合意により負担するものとする。

(著作権)

- 第21条 メンバー機関が本活動において各メンバー機関の負担により新たに共同で作成した著作物の著作権は、本会に帰属する。
- 2 前項の規定にかかわらず、メンバー機関は本活動に必要な範囲において、前項に定める著作物を無償で利用することができる。
- 3 機構のウェブサイトにおける本会に係るページの著作権は、本会に帰属する。

第6章 雑則

(会則)

第22条 本会則は、運営委員会の決定によって変更できる。

(補則)

第23条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、メンバー会議が別に定め、運営委員会に報告する。

(解散)

第24条 本会は、運営委員会の決定をもって解散することができる。

附則

この会則は、平成18年5月16日より施行する。

附則

この会則は、平成28年2月15日より施行する。

附則

この会則は、令和5年10月30日より施行する。

附則

この会則は、令和6年1月22日より施行する。

附則

この会則は、令和8年3月11日より施行する。

以上